

令和3年色麻町議会定例会9月会議会議録（第6号）

令和3年9月15日（水曜日）午後1時31分開議

出席議員 13名

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
3番	相原和洋君	4番	白井幸吉君
5番	河野諭君	6番	小川一男君
7番	佐藤貞善君	8番	工藤昭憲君
9番	今野公勇君	10番	天野秀実君
11番	山田康雄君	12番	福田弘君
13番	中山哲君		

欠席議員 なし

欠員 なし

会議録署名議員

1番	大内直子君	2番	佐藤忍君
----	-------	----	------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	山吹昭典君
総務課長	鶴谷康君
企画情報課長	菅原伸一郎君
町民生活課長	今野和則君
税務課長兼総合徴収対策室長	遠藤洋君
保健福祉課長兼地域包括支援センター所長	浅野裕君
子育て支援室長	今野健君
会計管理者兼会計課長	岩崎寿裕君
産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長	山田栄男君
建設水道課長補佐	大槻清章君
色麻保育所長	花谷千佳子君

清水保育所長	千 葉 浩 君
教育長	半 田 宏 史 君
教育総務課長兼学校給食 センター所長	竹 荒 弘 君
社会教育課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	山 崎 長 寿 君
農業委員会事務局長	高 橋 康 起 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 正 彦 君
書 記	小 松 英 明 君

議事日程 第6号

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	認定第1号	令和2年度色麻町一般会計決算認定について
日程第3	認定第2号	令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について
日程第4	認定第3号	令和2年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について
日程第5	認定第4号	令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第6	認定第5号	令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第7	認定第6号	令和2年度色麻町介護保険特別会計決算認定について
日程第8	認定第7号	令和2年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第9	認定第8号	令和2年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について
日程第10	認定第9号	令和2年度色麻町水道事業会計決算認定について
日程第11	報告第5号	令和2年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について
日程第12	議案第74号	令和3年度大原工業団地造成工事（2工区）請負契約の締結について
日程第13	議案第75号	令和3年度色麻町一般会計補正予算（第7号）
日程第14	議発第5号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

日程第15 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|------------|--------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 認定第1号 | 令和2年度色麻町一般会計決算認定について |
| 日程第3 | 認定第2号 | 令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について |
| 日程第4 | 認定第3号 | 令和2年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について |
| 日程第5 | 認定第4号 | 令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について |
| 日程第6 | 認定第5号 | 令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について |
| 日程第7 | 認定第6号 | 令和2年度色麻町介護保険特別会計決算認定について |
| 日程第8 | 認定第7号 | 令和2年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について |
| 日程第9 | 認定第8号 | 令和2年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について |
| 日程第10 | 認定第9号 | 令和2年度色麻町水道事業会計決算認定について |
| 日程第11 | 報告第5号 | 令和2年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について |
| 日程第12 | 議案第74号 | 令和3年度大原工業団地造成工事（2工区）請負契約の締結について |
| 日程第13 | 議案第75号 | 令和3年度色麻町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第14 | 議発第5号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案） |
| 日程第15 | 議員の派遣について | |

午後1時31分 開議

○議長（中山 哲君） 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第121条第1項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中山 哲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において1番大内直子議員、2番佐藤 忍議員の両議員を指名いたします。

日程第 2 認定第1号 令和2年度色麻町一般会計決算認定について

日程第 3 認定第2号 令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について

日程第 4 認定第3号 令和2年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について

日程第 5 認定第4号 令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第 6 認定第5号 令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第 7 認定第6号 令和2年度色麻町介護保険特別会計決算認定について

日程第 8 認定第7号 令和2年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について

日程第 9 認定第8号 令和2年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について

日程第10 認定第9号 令和2年度色麻町水道事業会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第2、認定第1号令和2年度色麻町一般会計決算認定について、日程第3、認定第2号令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について、日程第4、認定第3号令和2年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について、日程第5、認定第4号令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について、日程第6、認定第5号令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第7、認定第6号令和2年度色麻町介護保険特別会計決算認定について、日程第8、認定第7号令和2年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第9、認定第8号令和2年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について、日程第10、認定第9号令和2年度色麻町水道事業会計決算認定について、以上の9か件は一括議題とすることとし、議長を除く決算認定審査全員特別委員会を設置し、これに認定第1号から認定第9号までの審査を付託いたしました。

そして、特別委員会での審査が終了いたしましたので、決算認定審査の結果報告を決算認定審査全員特別委員会委員長に求めます。山田康雄委員長、御登壇の上、報告をお願いいたします。

〔決算認定審査全員特別委員長 山田康雄君 登壇〕

○決算認定審査全員特別委員長（山田康雄君） 決算認定審査全員特別委員会委員長、山田康雄。

委員会審査結果報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記

1. 付託された事件

認定第1号 令和2年度色麻町一般会計決算認定について

認定第2号 令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について

認定第3号 令和2年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定について

認定第4号 令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定について

認定第5号 令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第6号 令和2年度色麻町介護保険特別会計決算認定について

認定第7号 令和2年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定について

認定第8号 令和2年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について

認定第9号 令和2年度色麻町水道事業会計決算認定について

2. 審査の期日及び方法

令和3年9月10日、13日及び14日の3日間にわたり、各種会計決算書、主要施策の成果に関する説明書である「町政のあゆみ」等で審査を行い、関係法令、条例等に基づき、予算が議決されたとおり適切に執行され、事業目的がどの程度達成することができたか、また町民の福祉向上にどう貢献したか、今後の行財政運営にどのような改善と工夫が必要かなどの視点に立ち、各会計ごとに審査を行いました。

3. 審査の状況

一般会計決算認定では数多くの質疑があり、主なものは、財産管理の手続、交通安全指導員の充足、高齢者等タクシー利用助成券の利用状況、平沢交流センター指定管理の分析、いじめ問題の対策、スクールバスの運行状況、郷土学習色麻学の趣旨、結婚支援事業の現況、地域コミュニティー推進事業及びスポーツ教室の成果などでありました。また、特別会計決算認定での主な質疑は、奨学金貸付金の未納、国民健康保険税のコロナ禍による減免などでありました。いずれにおいても、事業目的の達成度と事業運営の改善並びに検討事項など、各委員から熱意ある質問と執行部の誠意ある答弁が展開され、慎重に審査が行われました。

4. 審査の結果

令和2年度色麻町一般会計決算外8会計については、全員一致をもって全て原案のと

おり認定すべきものと決定しました。

5. 令和2年度決算に対する付帯意見

(1) 事業評価による成果、効果を明確にして、持続可能な財政運営に努めるよう望みます。

(2) コロナ禍における経済の停滞に伴い、今後も厳しい財政状況が想定されることから、持続可能な財政運営に向け、行政改革大綱の遂行を望みます。

(3) 決算認定審査全員特別委員会における指摘事項と令和4年度予算編成に反映されるよう望みます。

(4) 結婚支援事業実施要綱の内容を確認し、精査するよう望みます。

6. まとめといたしまして、町財政については、自主財源の確保と事業のスリム化が必須な状況にあると考えます。今後も行政改革大綱に基づき、なお一層行政改革に進め、健全財政を堅持するとともに、町民生活の安定と福祉の向上に努力されることを期待をいたしまして、令和2年度各種会計決算認定に関する審査の報告といたします。

○議長（中山 哲君） 以上で、委員長報告を終わります。大変御苦労さまでした。

議長を除く全員で審査をいたしましたので、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略し、会計ごとに討論、採決を行います。

日程第2 認定第1号 令和2年度色麻町一般会計決算認定について

○議長（中山 哲君） それでは、日程第2、認定第1号令和2年度色麻町一般会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第1号を採決いたします。

認定第1号令和2年度色麻町一般会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第3 認定第2号 令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第3、認定第2号令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計

決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第2号を採決いたします。

認定第2号令和2年度色麻町奨学資金貸付基金特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第4 認定第3号 令和2年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定 について

○議長（中山 哲君） 日程第4、認定第3号令和2年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第3号を採決いたします。

認定第3号令和2年度色麻町工業団地整備事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第5 認定第4号 令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定 について

○議長（中山 哲君） 日程第5、認定第4号令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第4号を採決いたします。

認定第4号令和2年度色麻町国民健康保険事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第6 認定第5号 令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第6、認定第5号令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第5号を採決いたします。

認定第5号令和2年度色麻町後期高齢者医療特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第7 認定第6号 令和2年度色麻町介護保険特別会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第7、認定第6号令和2年度色麻町介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第6号を採決いたします。

認定第6号令和2年度色麻町介護保険特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第8 認定第7号 令和2年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定 について

○議長（中山 哲君） 日程第8、認定第7号令和2年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第7号を採決いたします。

認定第7号令和2年度色麻町介護サービス事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第9 認定第8号 令和2年度色麻町下水道事業特別会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第9、認定第8号令和2年度色麻町下水道事業特別会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第8号を採決いたします。

認定第8号令和2年度色麻町下水道事業特別会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第10 認定第9号 令和2年度色麻町水道事業会計決算認定について

○議長（中山 哲君） 日程第10、認定第9号令和2年度色麻町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより認定第9号を採決いたします。

認定第9号令和2年度色麻町水道事業会計決算認定に対する委員長報告は、原案のとおり認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第11 報告第5号 令和2年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について

○議長（中山 哲君） 日程第11、報告第5号令和2年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（鶴谷 康君） 報告第5号令和2年度色麻町各種会計決算に基づく財政の健全性に関する比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により御報告を申し上げます。

議案書は91ページとなります。

まず、1の健全化判断比率ですが、これら4つの判断比率は標準財政規模に対する割合などとなっております。

標準財政規模は、自治体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模のことを指します。標準税収入額などに普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加えた金額であり、令和2年度は30億9,941万4,000円となっております。

次に、各判断比率について御説明申し上げます。

まず、実質赤字比率は、普通会計における実質赤字の標準財政規模に対する割合であります。ここで言う普通会計とは、一般会計と奨学資金貸付基金特別会計を合算したものであるということになります。そして、実質赤字比率は、この普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引いた額、いわゆる実質収支額ということになりますが、それが赤字であった場合、その赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で示したものとなります。普通会計の令和2年度決算における実質収支は黒字でございましたので、例年どおり赤字なしの状態となりました。

次に、連結実質赤字比率ですが、一般会計と特別会計の全てを連結したものが対象となります。連結会計の令和2年度決算における実質収支は黒字でございましたので、例年どおり赤字なしの状態となりました。

次に、実質公債費比率ですが、こちらは地方債の元利償還金と特別会計への繰出金、また、一部事務組合負担金のうち、地方債の償還に充てたと認められるもの、さらには債務負担行為のうち公債費に準ずるものなどの合計額、言い換えますと、一般会計の借金の返済額と借金の返済に充てたと認められる特別会計への繰出金や、一部事務組合への負担金の合計額ということになりますが、それが標準財政規模に占める割合の過去3か年間の平均ということになります。この割合が18%以上になりますと、地方債の発行が県知事の同意というものから許可制になりまして、25%以上になりますと、財政健全化計画の策定が必要となります。

本町は、令和元年度が10.3%、今回報告する令和2年度が10.7%となり、0.4ポイント上昇いたしました。これは、過去3か年の単年度数値の平均と先ほど申し上げましたが、入れ替わる平成29年度の元利償還金等が令和2年度よりも3,500万円ほど小さかったと、つまり、今年度、令和2年度のほうが大きかったということが影響しているものと分析しております。

次に、将来負担比率ですが、普通会計が将来にわたって負担することになる推計額、つまり普通会計が背負う借金ということになりますが、標準財政規模の何年分か、あるいは何倍かということに相当するかという指標でございます。この指標が350%以上になりますと、財政健全化計画の策定が必要となります。

本町は、令和元年度109.3%、今回報告する令和2年度が101.8%となり、0.7ポイントの減少となりました。

次に、2の資金不足比率でございますが、これは公営事業会計、公営企業会計が対象となり、水道事業会計、下水道事業会計及び工業団地整備事業特別会計が該当いたします。会計ごとに資金不足額の事業規模に対する割合を算出しますが、その指標が20%以上になりますと、経営健全化計画の策定が義務づけられます。

令和2年度につきましては、水道事業会計、下水道事業会計及び工業団地整備事業特別会計ともに剰余金が発生しておりますので、いずれの会計も資金の不足がない状態となりました。

以上、令和2年度色麻町各種会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、その基礎となる事項を記載した書類と併せまして監査委員の審査に付し、その結果ですね、皆様のお手元にあります別紙のとおり意見書が提出されましたので、以上の説明をもちまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による報告といたします。よろしく申し上げます。

○議長（中山 哲君） 次に、本案件については監査委員から審査結果について意見書が提出されており、先般、議員各位のお手元に配付いたしております。

それでは、代表監査委員から意見の概要について報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（早坂仁一君） それでは、お手元にお渡ししております審査意見書をお出し願います。

1 ページをお開き願います。

2 の審査の期日でございますけれども、令和3年7月29日、審査してございます。

3 の審査の結果でございますけれども、①の実質赤字比率、②連結実質赤字比率は、赤字が発生しておりません。③の実質公債比率は10.7、④の将来負担比率は101.8と、早期健全化基準は下回っておりますので、特に指摘すべき事項はございません。

続きまして、2 ページをお開き願います。

公営企業会計決算に基づく経営健全化審査についてでございますけれども、全てにおいて資金不足は発生しておりませんので、特に指摘すべき事項はございません。

以上でございます。

○議長（中山 哲君） 以上で、代表監査委員の審査の結果と意見の報告を終わります。大変御苦労さまでした。

○議長（中山 哲君） これより報告第5号に対して質疑を行います。質疑ありませんか。〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。以上で、報告を終わります。

日程第12 議案第74号 令和3年度大原工業団地造成工事（2工区）請負契約の締結について

○議長（中山 哲君） 日程第12、議案第74号令和3年度大原工業団地造成工事（2工区）請負契約の締結についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（大槻清章君） 議案第74号令和3年度大原工業団地造成工事（2工

区)の請負契約の締結について、御説明申し上げます。

令和3年度大原工業団地造成工事(2工区)につきましては、去る9月10日に条件付一般競争入札を執行いたしました。入札参加者は3者で、旭興業株式会社が消費税を含めて9,680万円で落札いたしました。

なお、落札率は93.23%でございました。

審議資料の1ページをお開き願います。

工事の主な内容は、2工区造成面積が2.2ヘクタール、造成工事及び側溝設置工事が主な工事内容となります。

工事期間は、令和4年3月30日までを予定しております。

以上、地方自治法96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御可決のほどよろしく申し上げ、提案理由の御説明といたします。

○議長(中山 哲君) 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長(中山 哲君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山 哲君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長(中山 哲君) これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山 哲君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長(中山 哲君) これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中山 哲君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第75号 令和3年度色麻町一般会計補正予算(第7号)

○議長(中山 哲君) 日程第13、議案第75号令和3年度色麻町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(鶴谷 康君) 議案第75号令和3年度色麻町一般会計補正予算(第7号)について、提案理由を御説明いたします。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,178万3,000円を追加し、予算総額を47億9,195万1,000円といたしました。

新型コロナウイルス感染症の第5波の感染拡大が続く中、8月12日に宮城県は独自の

緊急事態宣言を発令いたしました。8月20日にはまん延防止等重点措置適用区域に指定され、さらに8月27日には国の緊急事態措置区域に追加されました。その後、宮城県は9月12日をもって国の緊急事態措置区域からまん延防止等重点措置区域に移行となりましたが、県独自の緊急事態宣言は重点措置期間に合わせ9月30日まで延長となりました。これらのことにより、飲食店には時短営業の要請が行われたところがございますが、全体的に協力されました飲食店に対し、協力金を支給するための補正ということになります。

議案書7ページ、8ページを御覧ください。

財源は全て県補助金となりますので、歳入では第16款県支出金第2項県補助金で時短営業協力金、8ページの歳出では第7款商工費第1項商工費で時短営業協力金としていずれも2,178万3,000円を増額するものであります。

以上、令和3年度色麻町一般会計補正予算（第6号）についての御説明といたします。よろしく御審議を賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中山 哲君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

それでは、款項を追っての質疑をお願いいたします。

議案書7ページ、歳入から入ります。

歳入。

第16款県支出金第2項県支出金。（「なし」の声あり）（「県補助金」の声あり）県補助金。（「なし」の声あり）

歳出に入ります。

第7款商工費第1項商工費。12番福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 今回、県の独自の緊急事態宣言に御協力なされた時短営業業者への協力金ということですが、町内に何店舗ぐらいいらっしゃってですね、1店舗どの程度の協力金ということで計画されているものかどうか、お伺いしておきたいと思っております。

○議長（中山 哲君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼愛宕山公園管理事務所長（山田栄男君） お答えいたします。

この8月20日から9月30日までの間でまん延防止等重点措置、緊急事態宣言措置等々が行われております。まずもって8月20日から9月30日まで全体の期間における協力金の対象者でございますが、対象は16事業者でございます。事業費の見込額が2,178万3,000円ということです。

それから、この期間中3つの措置で協力金が支払われることとなります。まずもって

8月20日から8月26日までの7日間、この部分については、1日当たりの協力金の単価でございますが、1日の売上高によって分かれておりまして、2万5,000円から7万5,000円の単価になります。対象事業者については16事業者でございます。

次に、8月27日から9月12日までの17日間につきましては、1日当たりの単価、これについても1日当たりのその売上高に対して設定されておりまして、4万円から10万円となっております。

それから最後に、9月13日から9月30日までの18日間、これにつきましても対象事業者は16事業者。それから1日当たりの協力金の単価については、これも1日当たりの売上高によってでございますが、2万5,000円から7万5,000円ということでございます。

以上です。

○議長（中山 哲君） 福田 弘議員。

○12番（福田 弘君） 3段階の日程の区分に応じてそれぞれ協力金の単価違うわけですが、他の自治体の状況を見ますと、この県の協力金にですね、国のほうから交付されたコロナ関連の交付金、この分をですね、町のほうで単独で上乗せしてというような自治体もあったようにこう記憶しておりますけれども、そのようなことは検討されなかったものかどうか、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（中山 哲君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 上乗せ分については、検討はしておりません。

○議長（中山 哲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。

これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議発第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

○議長（中山 哲君） 日程第14、議発第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地

方税財源の充実を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。3番相原和洋議員、御登壇の上、説明をお願いいたします。

〔3番 相原和洋君 登壇〕

○3番（相原和洋君） 議発第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）、標記意見書案を別紙のとおり説明します。

令和3年9月8日提出。

提出者議員、相原和洋。賛成者議員、工藤昭憲。賛成者議員、白井幸吉。賛成者議員、佐藤 忍。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項に確実に実現されるよう、強く要望する。

1. 令和4年度以降、3年間の地方一般財源総額については、経済財政運営と改革の基本方針2021において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い、社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せにならないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5. 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源分配、配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宮城県色麻町議会議長、中山 哲。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大

臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

以上になります。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、趣旨説明を終わります。

○議長（中山 哲君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（中山 哲君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、本町議会の基幹意思決定として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官及び経済再生担当大臣に議長名をもって送付し、実現方について強く要望してまいりたいと思います。

日程第15 議員の派遣について

○議長（中山 哲君） 日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣の内容に関しましては、議員各位のお手元に配付したとおりであります。議員の派遣につきましては、このとおり派遣することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはこのとおり派遣することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取扱いを議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは議長に一任されました。

○議長（中山 哲君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和3年色麻町議会定例会9月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日9月16日から次の会議までを休会といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山 哲君） 御異議なしと認めます。よって、明日9月16日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時22分 散会
